

こんにちは 家畜保健衛生所です



令和4年2月4日

京都府の衰弱野鳥から 高病原性鳥インフルエンザウイルスを検出

京都府京都市で回収されたノスリ1羽の衰弱個体から、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)が検出されました。

★ウイルスを農場に侵入させないよう、飼養衛生管理基準を遵守し、特に次の事項に注意して下さい。

①早期発見・早期通報の再徹底

②防鳥ネットの再度確認、人・車両の出入りの厳重管理

- 防鳥ネットの破損や屋根と壁の間のすき間等を補修
- 野生動物の侵入を発見したらすぐに対応
- 関係者以外の立入禁止

③農場へのウイルス侵入防止の徹底

- 鶏舎周辺への消石灰の定期的な散布
- 作業者は家きん舎ごと専用の作業着・靴を着用、手指の消毒。
- 農場出入り口での車両消毒の徹底
- ねずみ及び害虫の駆除
- 鶏の飲み水(※)の適切な消毒 ※水道水以外を使用の場合

◎次の症状を発見された場合はすぐに家畜保健衛生所にご連絡ください

- ・死亡率の増加
- ・鶏冠・肉垂等のチアノーゼ
- ・沈うつ
- ・産卵率の低下



通報遅れを防ぐために…

- ①平均死亡率の2倍以上の死亡又は5羽以上のまとまった死亡を確認した場合は、家畜保健衛生所に届け出てください
- ②鶏の死亡の原因が鳥インフルエンザ以外の事情によるものと思われた場合でも、ご自身だけで判断せず、家畜保健衛生所にご連絡ください

家畜保健衛生所業務第一課 0743-59-1700
家畜保健衛生所業務第二課 0745-62-2440